

委員会規約

全日本自動車部品卸商協同組合

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第60条の規定により設置する委員会の組織及び運営について必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 理事長が、組合の運営上必要として理事会の議決を得て設置する委員会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会(ただし、総務委員会は以下の(2) 共同事業検討委員会及び(6) 教育・情報事業委員会の業務を包括して行うことができる。)
- (2) 共同事業検討委員会
- (3) 共同購買委員会
- (4) 流通問題委員会
- (5) IT推進委員会(ホームページの検討・運用を含む。)
- (6) 教育・情報事業委員会

(7) 上記の他本組合の運営に必要として理事会の議決を経て、設置する委員会

2 前項の各委員会の運営上必要と認めるときは、各委員会に下部組織として専門委員会又は専門部会(以下「専門委員会」という。)を設置することができる。

(組織)

第3条 前条第1項に規定する委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、各委員会とも4人以上10人以内とし、本組合の組合員又は学識経験者のうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 前条第2項に規定する専門委員会は、第1項の委員及び専門委員をもって組織する。

4 前項の専門委員会の委員及び専門委員の定員は、各専門委員会とも4人以上10人以内とし、委員については第1項の委員のうちから、また、専門委員については本組合の組合員又は学識経験者のうちから、第2条第1項の各委員会の議決を経て理事長が委嘱する。

(委員の秘密保持義務)

第4条 委員又は専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、重任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 前項の委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。ただし、委員長を理事長が任命することできるものとする。
- 3 専門委員会の委員長は、前項の委員長又は副委員長のいずれかから1人を充てるものとする。
- 4 第1項又は第3項の委員長は、委員会及び専門委員会の会務を総理し、会議の議長とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代理し又は代行する。

(委員会の招集)

第6条 委員会及び専門委員会は、理事長の要請のあったとき、その他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第7条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

- 2 専門委員会は、上部委員会の付託を受けた議事について、調査・研究及び審議しその結果を委員会に報告するものとする。

(特別利害関係人の議決参加)

第8条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答 申)

第9条 委員会は、理事長の諮問に応じ、またその部門に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事長に具申する。

- 2 意見の具申は、書面をもって行う。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規約は、設立登記の日（平成23年7月6日）から施行する。

附 則

この規約は、平成25年1月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年7月1日（定款変更認可日）から施行する。